

読谷村景観地区助成金の申請手続きについて

- 1 助成金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者としてします。
 - (ア) 景観地区条例第3条の適用区域内における建築物の所有者又はそれに準ずる者。
 - (イ) 村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
 - (ウ) 助成金の交付を受けようとする工事について、国、県又は村の他の同様な制度による補助を受けていないこと。
- 2 交付申請の受付期間等
 - (ア) 各年度の4月～11月を申請期間とします。
 - (イ) 補助金の交付申請は景観法第63条第2項の認定証の交付を受けた日から、工事着工の前日までに行ってください。
- 3 提出書類について
 - (ア) 交付申請における必要書類

必要書類		備考
1 交付申請書	第1号様式	要綱第3条
2 設計図書※1	位置図	
	配置図	
	立面図(2面以上・カラー)	
	緑化計画図	
	現況写真及び撮影方向図	
3 施工金額積算書(見積書等)		対象工事の金額がわかるようにして下さい 一式表記を極力行わないで下さい
4 その他	委任状	任意様式
	県産資材証明書など	

※1：景観法第63条第2項の認定証(写)を添付することで省略可能

(イ) 完了報告における必要書類

必要書類		備考
1 対象行為完了報告書	第 6 号様式	要綱第 7 条
2 完成写真※2	完成写真及び撮影方向図	交付申請時と同じアングルの写真を含めること
3 施工に要した領収証(写)	領収証(写)	
	金額の内訳がわかる書面	対象工事の金額がわかるようにして下さい
4 その他	委任状	任意様式
	納品書など	助成対象資材等の使用が確認できるようにして下さい

※2：景観地区内における建築等の完了届出書(写)を添付することで省略可能

4 その他注意事項等

- 助成は予算の範囲内において実施します。
- 助成金の額は千円単位とし、千円未満は切り捨てとします。
- 赤瓦設置工事の助成は沖縄県産赤瓦である証明が必要です。
- 石垣設置工事の助成は積み石が琉球石灰岩である証明が必要です。
- 生垣設置工事の助成はフクギ(村木)、クロキなど地域植生に調和している必要があります。
- 石垣及び生垣の助成対象は、道路など公共の場所から容易に望見される部位となります。
- 外壁塗装工事の助成は景観地区条例の施行日前に建築された建築物で、次のア又はイのいずれかに該当する必要がある、条例の施行日以降に塗り替えを行った建築物は助成の対象外になります。

ア 外壁の色彩が景観地区の外壁の色彩の基準に適合していない外壁

イ 築 20 年以上が経過し、かつ、経年劣化等により周辺の景観と著しく調和を欠いている外壁